

K O B E シニア元気ポイント事業実施要綱細則

令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、K O B E シニア元気ポイント事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要綱第 2 条第 2 項に規定する活動)

第 2 条 被保険者にポイントの付与を行うことができる「活動」とは、要綱に規定する活動受入施設・団体等（本市の区域内に所在する別表に掲げる介護保険施設、障害者支援施設、介護給付・予防給付・障害福祉サービスを提供する事業所、保育所・認定こども園、児童館、放課後児童健全育成事業を行う施設、学校、その他の子どもの施設又は、K O B E シニア元気ポイント事業の目的に資する活動等）が行う第 3 条に記載する活動をいう。

(対象の活動)

第 3 条 K O B E シニア元気ポイント事業の対象となる活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 活動受入施設等の職員の指示を受けて行う軽微かつ補助的な活動
- (2) K O B E シニア元気ポイント事業の目的に資する活動として、市が認めるイベント等
- (3) K O B E シニア元気ポイント事業の目的に資する活動として、市が認める地域課題に取り組む N P O や地域団体等が行う地域活動

2 前項に定める活動のうち、次の各号に掲げる活動は K O B E シニア元気ポイント事業の対象の活動とならないものとする。

- (1) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 10 条に定める地域別最低賃金のう
ち、兵庫県の地域別最低賃金以上の謝礼を受け取る活動
- (2) 利用者以外のものに係る行為を含む、本来活動受入施設等の職員が行うべき行為（利用者送迎・身体介護・利用者が利用する以外の場所の清掃・

洗車など)

- (3) 活動登録者自身の親族・知人に対する活動
- (4) 活動受入施設・団体等の主催事業でないものに対する活動（施設内設備を使用して活動する他団体が行う事業への参加など）
- (5) 営利を目的とした又は公益的でない地域活動
- (6) 自主的・自発的とは考え難い地域活動

（活動受入施設・団体等の登録）

第4条 活動登録者を受け入れようとする、要綱第7条第1項の登録を受ける活動受入施設・団体等は、市に申請し、活動内容等の承認を受けなければならない。

2 要綱第7条第1項の登録を受けた事項に変更があった活動受入施設・団体等は、速やかに変更後の内容を市に提出して承認を得なければならない。

（活動へのポイント付与等）

第5条 要綱第10条第1項のポイント付与は、次の各号に掲げる活動を行った区分に応じ、当該各号に定める単位により行うものとする。

- (1) 2時間未満 100ポイント
- (2) 2時間以上 200ポイント

2 前項の規定に関わらず、第3条第1項第2号に定める活動で、活動時間や内容等により必要な場合は、600ポイントを上限として付与するものとする。

（ポイントの交換）

第6条 要綱第11条のポイントの交換を受けようとする活動登録者は、市に申請をしなければならない。

附 則

（施行期日）

この細則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この細則は、令和 3 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

介護老人福祉施設（地域密着型含む）
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
介護医療院
通所介護事業所（地域密着型、介護予防通所サービスを含む）
通所リハビリテーション事業所
短期入所生活介護事業所
短期入所療養介護事業所
認知症対応型共同生活介護事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所
小規模多機能型居宅介護事業所
認知症対応型通所介護事業所
特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）
障害者支援施設
療養介護事業所
障害児入所施設
生活介護事業所
認定こども園
保育所（私立に限る）
小規模保育事業を行う施設
事業所内保育事業を行う施設
児童館
放課後児童健全育成事業を行う施設
地域子育て支援拠点事業を行う施設
学校園（市立幼稚園、市立小学校・中学校・特別支援学校等）
K O B E シニア元気ポイント事業の目的に資する活動等